

# 福井県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 次 第

(日時) 令和2年4月8日(水) 15:00～

(場所) 県庁10階 総合防災センター

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) これまでの感染状況の報告
- (2) 各部からの報告
- (3) 県の取組み(各部の対応状況)
- (4) その他

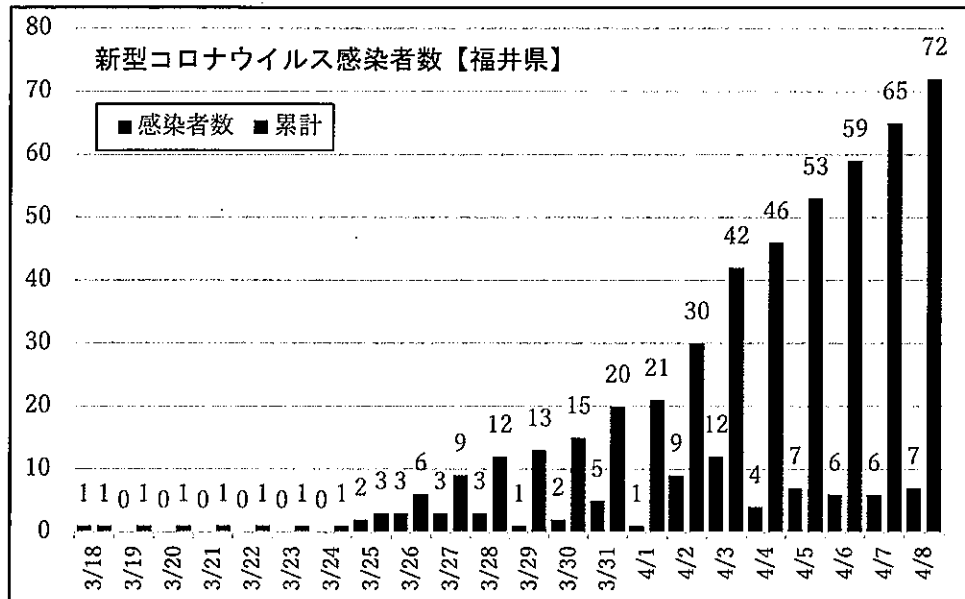
### 3 閉 会

## 1 福井県内の感染者の状況（令和2年4月8日 12:00 現在）

## (1) 感染者の状況

検査件数	陽性者数累計	現在陽性者数	死亡	退院済累計
426	72	68	2	2

## (2) 感染者数の推移



## 2 対応策

## ○患者の受入体制の充実

重症患者に十分な医療を提供できるよう感染症指定医療機関等での病床の拡充。軽症患者の受入れを促進するため一般医療機関での更なる病床確保や帰国者・接触者外来の設置推進。

## ○軽症患者の一時生活施設の確保

公共宿泊施設やホテルなど、退院に向けた陰性確認待ち等の軽症患者を受け入れる一時生活施設を確保。

## ○専門家による指導助言

感染症等の知見を有する医師を配置し、感染症対策や病床確保等について専門的見地からの指導助言を受ける。

## ○社会福祉施設等へのマスクの確保

販売業者の協力を得て100万枚のマスクを確保。社会福祉施設、保育園・放課後児童クラブ、旅館組合等で必要なマスクを斡旋し、供給開始。(4/8 現在で36万枚)

## 令和2年度4月専決予算

新型コロナウイルス感染症に関する県独自の緊急的な対策経費を計上

※国の緊急経済対策に伴う事業や、追加で必要な支援などについては、  
今後の補正予算等で対応

### 予算の規模

一般会計の4月専決予算の規模は 117億円

この結果、一般会計の予算現計は 5,002億円

※これまでの補正予算等を含めた累計額 133億円

補正予算	1,043百万円
専決予算	12,217百万円
(今回専決予備費500百万円を含む)	
予備費	19百万円

会計区分	2年度			元年度 6月現計予算	増減	伸び率
	既決予算	4月専決予算	現計予算			
一般会計	百万円 488,507	百万円 11,666	百万円 500,173	百万円 494,205	百万円 5,968	% 1.2

### 専決処分日

令和2年4月8日(水)

# 1 県内企業等への支援

(単位：千円)

㊦	制度融資・経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）の拡充	(産業労働部産業政策課)	10,515,570
	経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）の融資枠を拡大し、影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援します。		
	融資枠	500億円（融資枠を457億円増額）	
	融資限度額	0.8億円	
	融資期間	7年以内（据置期間1年以内）	
	保証料	全額補給	
	対象者	最近1か月の売上等が前年同期比20%以上減少かつその後2か月を含む3か月間の売上等が前年同期比20%以上減少する見込である者	
㊦	福井県雇用維持緊急助成金	(産業労働部労働政策課)	650,000
	国の雇用調整助成金の対象となる従業員に県独自の助成金を支給し、事業活動の縮小や事業所の閉鎖等を余儀なくされた事業者を支援します。		
	補助対象者	国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業所	
	補助率	中小企業 県 1/10（従業員 国9/10） 県10/10（事業主等） 大企業 県 1/10（従業員 国3/4） 県17/20（事業主等） ※従業員を解雇していない場合の補助率	
	補助上限額	200万円（1事業所当たり）	

# 2 今後への備え

㊦	新型コロナウイルス感染症対策予備費の創設	(総務部財政課)	500,000
	感染症の状況等を踏まえ、必要な対策を躊躇なく講じていくための備えとして、感染症対策のための予備費を創設します。		

4月専決予算対応 計 11,665,570

## 【参考】 これまでの補正予算・予備費による対応

①元年度2月追加補正・2年度補正予算	1,042,730
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査試薬等の購入（1,000検体分）や専門外来を設置する際の設備費支援</li> <li>・制度融資・経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）の拡充</li> <li>・経営相談や越境ECへの転換に向けた県内企業の参入促進の支援 など</li> </ul>	
②元年度3月専決・2年度専決予算	551,285
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への人工呼吸器等の設備費や個人防護具の整備費支援</li> <li>・社会福祉施設等への消毒液等の購入・配布</li> <li>・休業、失業等のため収入減となる方への生活福祉資金貸付 など</li> </ul>	
③予備費（元年度）	19,481
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアルタイムPCRや検査試薬購入 など</li> </ul>	

これまでの補正予算等を含めた累計額 13,279,066

## 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費 167,058億円

### (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 18,097億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）〔1,490億円〕  
（PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等）
- ・ 医療機関等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕
- ・ 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世帯への布製マスクの配布〔233億円〕
- ・ アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）〔10,000億円〕

### (2) 雇用の維持と事業の継続 106,308億円

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕  
※ 上記は一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用者に係るものであり、20時間以上の雇用者については、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。
- ・ 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,324億円〕
- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕
- ・ 生活に困っている世帯に対する新たな給付金〔40,206億円〕
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕

### (3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 18,482億円

- ・ “Go To”キャンペーン事業（仮称）〔16,794億円〕
- ・ 「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設〔1,000億円〕

### (4) 強靱な経済構造の構築 9,172億円

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金〔2,200億円〕
- ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔235億円〕
- ・ 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化〔1,984億円〕
- ・ GIGAスクール構想の加速による学びの保障〔2,292億円〕
- ・ 公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進〔178億円〕
- ・ 中小企業デジタル化応援隊事業〔100億円〕

### (5) 今後への備え 15,000億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策予備費〔15,000億円〕

## 2. 国債整理基金特別会計へ繰入 999億円

## 補正予算の追加歳出計 168,057億円

## 県民行動指針（案）

昨日、東京都など状況が深刻な7都府県を対象とした緊急事態宣言が発令されました。

今、福井県でも新型コロナウイルス感染者が連続して増加しており、「緊急事態宣言直前」の状況です。

つきましては、県民のみなさまには、4月19日（日）までの間、以下のことを強くお願いいたします。

**1 週末、平日夜間における不要不急の外出・会合を自粛する**

症状の出ない方や症状の軽い方が無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されています。知らないうちに他の方に感染させることをなくすため、週末や平日夜間における不要不急の外出や会合（接客を伴う飲食店の利用（4月23日（木）まで）を含む）の自粛をお願いします。

**2 感染防止対策を徹底する**

発熱等の風邪症状がみられる際には外出しない、こまめな手洗いや咳エチケットなど、感染防止対策を徹底し、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。

体調が悪いときは、まず外に出ず、相談窓口やかかりつけ医に電話で相談するなど、適切な行動を取るようにしてください。

また、体調不良の家族がいる場合には、生活空間や共用物の分離、トイレ等の消毒など、同居家族内における感染防止対策を徹底してください。

**3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」**

感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場所」を避けてください。特に感染リスクの高まる3つの条件がそろう場を徹底的に回避してください。

また、店舗等の事業者におかれましても、人が集まらないような工夫（整理券の配布、テイクアウトの実施など）や、来店時のマスク着用の呼びかけなど店舗内での感染防止対策を徹底してください。

#### 4 職場における働き方の見直しや健康管理を徹底する

感染拡大のリスク低減に向けた職場における計画的在宅勤務の促進や、社員、職員に対する出勤時の検温、手洗いの励行、マスクの着用など健康管理を徹底してください。

※ 県庁の取組み

- ・ 2班交代制の実施（在宅勤務、時差出勤等による）
- ・ 期間は4月10日（金）～4月24日（金）

#### 5 緊急事態宣言の対象地域など他県との往来を自粛する

緊急事態宣言の対象地域など感染者が拡大している地域との不要不急の往来の自粛をお願いします。

また、福井に来られる方に対する感染防止対策の周知と徹底をお願いします。

#### 6 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する

食品、日用品、医薬品などを過剰に購入することのないよう、政府や自治体からの情報に基づき、必要な量の購入にとどめるなど、冷静に対応してください。

#### 7 人権・個人情報保護を徹底する

感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対して、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、ご理解とご配慮をお願いします。

令和2年4月8日

福井県知事 杉本 達治

## 福井県庁における業務継続計画（BCP）の発動について

- 新型コロナウイルス感染症対策に関して新たに発生する業務に対応するため、業務継続計画（BCP）を発動する。
- 期間は、4月10日（金）から24日（金）までとする。
- 全所属を対象とし、業務の縮小や中断が可能な業務を整理し、それにより生じた各部局の職員を応援要員として、機動的な業務遂行体制を構築する。
- また、県職員の出勤を在宅勤務等により2班交代制の勤務とし、職場の密集状態の回避とともに、感染拡大に伴う業務停止のリスク低減を図る。

## 縮小・中断する主な業務（具体的には各部局において整理）

- ・ イベント、行事の開催に関する業務
- ・ 各種協議会・団体に関する業務
- ・ 各種統計調査に関する業務

## 新たに発生する業務（想定）

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策チームの運営
- ・ 健康福祉センター・衛生環境研究センターの応援
- ・ 軽症者の療養施設での対応



各所属長 様

総務部長

「福井県新型コロナウイルス対策業務継続計画」の発動等について

県内において、新型コロナウイルス感染者が連続して増加しており、職員への感染拡大防止および感染拡大防止対策を強化する必要がある。

については、福井県新型コロナウイルス感染症対策本部長（知事）の決定に基づき、「新型コロナウイルス対策業務継続計画」（※新型コロナウイルス感染症対策に準用）（以下「業務継続計画」という）を発動し、一般継続業務以外の業務の縮小・中断等を行うこととするので、各所属において下記のとおり適切に対応すること。

## 記

### 1 業務継続計画に基づく業務の縮小・中断

- ・ 業務継続計画の基本方針に基づき、縮小・中断する業務を整理すること。
- ・ 県民サービスが大きく低下しないよう、各所属において継続する必要がある業務については、代替職員をあらかじめ定め、滞ることがないように留意すること。

### 2 各所属の執務室における従事職員数の制限

執務室における感染拡大を防ぐため、所属長は、以下の方法等により、各所属の実情に応じて、執務室での勤務職員数が通常時の概ね2分の1となるよう検討し、所属職員の勤務計画を作成すること。（※具体的な勤務パターン例は別紙参照）

#### (1) 在宅勤務（テレワーク）

- ・ 別添により在宅勤務（テレワーク）を実施

#### (2) 時差出勤等

- ・ 早出遅出勤務制度を活用し、職員の勤務時間帯を分散
- ・ 週休日の振替により土日に勤務する職員を決め、勤務日を分散

#### (3) 年次休暇取得促進

- ・ 年次休暇の取得が可能な職員については、積極的な取得を促す

#### (4) 業務の都合上、上記（1）～（3）が困難な場合には、執務室とは別の会議室等を利用して職員を分散し、同一の執務室での勤務者を減らす（審査指導課など）

### 3 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の強化

感染拡大防止対策業務（新型コロナウイルス感染拡大防止対策チームおよび健康福祉センター・衛生環境研究センターの応援、軽症者の療養施設での対応など）に従事する職員については、別途各部局を通じて依頼

#### 4 対象

原則として全所属

#### 5 実施期間

令和2年4月10日（金）から4月24日（金）まで

※ 所属での準備が整い次第、前倒しで実施可

#### 6 職員の感染予防対策等

その他、職員の感染予防対策等について、次のとおり対応すること。

##### (1) 執務室での対人距離の保持

- ・ 上記2を実施のうえ、距離を2m程度保つ、レイアウトは変えずに1つ置きに座るなど座席の配置を変更すること。

##### (2) 会議等の開催

- ・ 県主催の会議等（庁内ヒアリング、打合せ等を含む）の開催基準を定めたので、当面の間、基準に従い運用すること。

##### (3) 感染者または濃厚接触者が発生した場合の報告

- ・ 職員は、感染者または濃厚接触者であることが判明した場合、速やかに所属長に連絡すること。
- ・ 所属長は、職員の健康状態や保健所から所属へ要請があった内容について、人事課福利・健康づくりグループに報告すること。

##### (4) 職場内の清掃・消毒

- ・ 多数の人が手を触れる場所については、別紙「職場内の清掃・消毒方法について」のとおり清掃・消毒を行うこと。  
なお、業者による消毒等が必要な場合には、所属の既決予算等にて対応すること。

##### (5) メンタルヘルス相談

- ・ 新型コロナウイルス対応業務により、心身の不調の恐れがある場合には、人事課メンタルケア専門員（内線2064（0776-20-0243））に相談すること。

##### (6) その他

- ・ これまでに通知している出勤時の検温、手洗い、マスク着用などの感染拡大防止策等について、再度所属職員に徹底すること。

令和2年2月18日付け人第128号「新型コロナウイルス感染予防対策の徹底について」

令和2年3月19日付け人第203号「新型コロナウイルス感染拡大防止策の周知徹底について」

令和2年3月30日付け人第263号「新型コロナウイルス感染の拡大防止について」

- ・ 県庁食堂等では、隣の人と十分な距離を保ちながら食事を行うこと。
- ・ 所属長は、所属職員が感染者等と判明した場合、情報管理を徹底するとともに、差別的な取扱いをしないよう所属職員に周知すること。

新型コロナウイルス軽症者等および濃厚接触者の一時生活施設としての  
宿泊施設の募集について(案)

現在、福井県内で新型コロナウイルス感染者が増加しており、感染拡大に備えた医療提供体制・療養体制の整備および濃厚接触者による家族等への感染拡大防止が喫緊の課題となっています。

そこで、福井県では軽症者や無症状者および濃厚接触者の一時生活施設としての宿泊施設の確保を進めています。以下の募集概要を基本として、事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

1 居室の確保

福井県内の宿泊施設で、1棟単位(30室以上)でご協力いただけること。  
(※複数棟も可)

2 運営の留意点

従業員の方には安全確保のため、本県で作成予定の運営マニュアル(※)に沿って施設を運営いただきます。(医療的な対応を除く)

応募される際は、必ず、マニュアルの内容をご確認ください。

※国の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」に準拠

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

3 借り上げ料

調整中(期間は、宿泊者退所後の施設の清掃・消毒にかかる期間を含みます)

4 受付期間(第一次)

令和2年4月8日(水曜日)から令和2年4月13日(月曜日)まで

## 5 応募方法

次のメールアドレスに以下の内容を記載の上、送付してください。(様式自由)

※ 現在、電話での質問は受け付けておりません。お手数ですが、メールでの問い合わせをお願いいたします。

[kankou@pref.fukui.lg.jp](mailto:kankou@pref.fukui.lg.jp)

- (1) 事業者名、担当者名、連絡先（電話・メールアドレス）
- (2) 提供可能な宿泊施設の所在地、棟数、客室数
- (3) 提供可能開始時期
- (4) その他（質問、提供に当たっての留意点等）

## 6 その他

「より多く」かつ「より早く」客室をご提供いただける事業者様からご協力を要請します。

## 7 担当

交流文化部観光誘客課

# 新型コロナウイルス感染症に関する 県の取り組みについて

令和2年4月8日(水)  
福井県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

### 総務部

(高等教育機関および私立学校への周知について)

- ・ 不要不急の外出自粛や健康状態の確認、3つの「密」の徹底回避など、感染防止対策を周知徹底
- ・ 県内高等教育機関および私立小中学校・高等学校における対応(4月8日時点)

学校名	入学式	臨時休業
福井大学	中止	5月10日(日)まで
福井県立大学	中止	4月30日(木)まで
敦賀市立看護大学	規模縮小 4月3日(金)	5月10日(日)まで
福井工業大学	中止	5月10日(日)まで
仁愛大学	中止	5月10日(日)まで
福井医療大学	中止	4月19日(日)まで
仁愛女子短期大学	中止	5月10日(日)まで
福井工業高等専門学校	中止	5月 6日(水)まで

学校名	入学式	臨時休業
かつやま子どもの村小・中学校	未定	4月19日(日)まで
敦賀気比中学校	5月7日(木)以降	5月 6日(水)まで
工大福井中学校	中止	5月 6日(水)まで
北陸中学校	中止	5月 6日(水)まで
北陸高校	中止	5月 6日(水)まで
仁愛女子高校	5月7日(木)以降	5月 6日(水)まで
工大福井高校	中止	5月 6日(水)まで
啓新高校	5月7日(木)以降	5月 6日(水)まで
敦賀気比高校	5月7日(木)以降	5月 6日(木)まで
福井南高校	5月7日(木)	5月 6日(木)まで

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

### 総務部

(職員の対応に関する周知)

各所属に対し以下の内容を周知 (2月27日)

- ・公共交通機関を利用して通勤する職員の時差出勤の実施  
①7:30~16:15 ②9:30~18:15
- ・不要不急の県外出張の自粛

Office365の庁外利用手続を積極的に行うよう周知 (2月27日)

感染した場合に重症化するリスクが高い職員等を対象に、統計情報課所有の貸出端末等を使用し、試行的にテレワーク (在宅勤務) を実施 (3月2日より)

職員やその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合や、学校の臨時休業により子の世話をを行う場合などは、当面の間、特別休暇扱いとする (3月2日より)

職員の海外渡航について、事前の注意喚起および帰国した後の対応等を周知 (3月12日)

県内初の感染者確認を受け、職員に対し出勤前の検温実施や、職場環境における十分な換気等の再度徹底を周知 (3月19日)

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

### 総務部

(職員の対応に関する周知)

- ・感染が拡大している状況を踏まえ、職員に対する出勤前の検温実施、時差出勤の徹底、積極的な在宅勤務の実施、県外出張の自粛、海外渡航の自粛等を再度周知 (3月30日)

(総合相談電話窓口の開設)

- ・広報広聴課内に、企業経営や雇用、学校の対応などの各種相談先を案内する「新型コロナウイルス感染症に関する総合相談電話窓口」を開設。あわせて、県内の各種相談窓口一覧をホームページに掲載 (3/16~)

## 産業労働部

(資金需要への対応)

- ・ 中小企業・小規模事業者から資金繰り等の相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を産業政策課内に開設 (1/30～)
- ・ 県内金融機関に対し、制度融資の積極的活用と既往借入金の返済猶予など柔軟な対応を要請 (3/16)
- ・ 経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)融資枠を50億円に拡大 (3/16)
- ・ 経営安定資金の県受付を翌日実施から即日実施に原則変更 (4/6～)
- ・ 融資事務の迅速化のため、部内の暫定的な異動により1名増員 (4/8～)
- ・ 経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)融資枠をリーマンショック時を超える規模500億円に拡大 (4/8)

## 産業労働部

(雇用維持への対応)

- ・ 福井県経済団体連合会に対し、雇用維持への配慮に関する要請を実施 (3/17)
- ・ 国の雇用調整助成金への県独自の上乗せ支給制度を創設 (4/8)

(休校や外出自粛要請等への対応)

- ・ 臨時休校による子どもの世話等のために休暇取得や欠勤を余儀なくされた従業員の生活資金を支援 (3/2～6/30)
- ・ 外出自粛要請に伴う買いだめ等の行動を抑制するため、主要スーパー、小売店等に対して、県民への呼びかけの協力を依頼 (4/3)
- ・ 約80社・団体を対象に定期的な情報収集を実施し、企業活動や消費行動に関する現状把握を強化
- ・ 売上減少の飲食店等に対して、テイクアウトやデリバリーに取り組む際の経費支援を予定
- ・ 賃料の支払いが困難なテナントに対して、不動産所有者が支払い猶予に応じるなど、不動産関連団体を通じて柔軟な対応を要請予定

## 産業労働部

(県民等への情報発信)

- ・ 県国際交流協会のHPを通じ感染予防法等の注意喚起（やさしい日本語・中国語・英語・ポルトガル語・ベトナム語）（1/23～）
- ・ 県国際交流会館旅券窓口、各出先旅券窓口において、最新の外務省海外安全情報を掲示するとともに、旅券交付時に口頭で注意喚起（1/23～）
- ・ トイレットペーパー等不足に関して、落ち着いて購買行動をとるよう県民向けのコメントを発表（3/2）
- ・ 事業者・個人に対する支援制度をとりまとめたパンフレットを作成し、市町・関係団体に配布するとともに、HPにも掲載（3/16）

(その他の対応)

- ・ 福井ベンチャーピッチ（3/6）の来場者を制限し、You Tubeを使ってリアルタイムで動画配信（ふくい産業支援センター主催）
- ・ 工業用水・下水使用料の3月使用分から納期限の延長を実施（最大3か月）
- ・ 県内事業所向けマスクや消毒剤等を供給できる事業者の情報を県HPで提供（4/8）
- ・ 県民向けに県がマスクを一括して確保・融通する仕組みづくりを調整中

## 安全環境部

- ・ 県民が利用する施設への消毒液設置、感染症予防チラシの掲示、窓口職員のマスク着用
- ・ 家庭ごみによる感染を防ぐため、マスク等の捨て方について市町を通じて周知（3/31）
- ・ 協力会社を含む構内作業員の感染防止対策を徹底するよう、原子力事業者に対し改めて要請

## 交流文化部

- ・ 県民が利用する施設への消毒液設置、感染症予防チラシの掲示、窓口職員のマスク着用
- ・ 旅行業者、宿泊施設、市町観光・文化担当課等への継続的な情報提供、観光産業への影響の把握
- ・ 宿泊施設・飲食店のテイクアウト・デリバリー実施の支援（WEB紹介 3/23～）
- ・ 軽症者等および濃厚接触者の一時生活施設としての宿泊施設の公募（公募期間：4/8～4/13）



## 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

- ・ ふくいWEB合同企業説明会（第4回）の開催（4/9）
- ・ 事態終息後の観光キャンペーンの検討、合同企業説明会開催の検討

### 農林水産部

- ・ 農林水産業への品目別（米、野菜、花き、牛乳、牛肉・豚肉、かに他）および業態別（生産者、流通事業者、農家・漁家民宿）の影響調査・情報収集
- ・ 農産物直売所および市町管理県有施設に感染症対策の徹底を指導
- ・ 県民の利用する施設への消毒液の設置、感染症予防チラシの掲示、窓口職員のマスク着用
- ・ 新設された日本政策金融公庫の無利子・無担保融資等の周知および相談窓口の設置（3/12～）
- ・ 各農林総合事務所等より県内市町に「新型コロナウイルス感染症発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」（農林水産省）を周知（3/18）
- ・ 農林漁業従事者に感染者が発生した場合の労務サポート体制の構築および観光農園の市場出荷など販路変更を支援  
（農林水産業務継続サポート事業、観光農園の販路支援事業）

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

### 土木部

#### （建設工事に対する対応）

- ・ 土木事務所において、建設業者との契約書類や検査書類等のやりとりを、郵送や電話、電子メール等で行うことにより、対面での接触を極力行わないよう徹底（濃厚接触の防止）
- ・ 建設業者において、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者の発生等により、工事の進捗に多大な影響が生じた場合には、双方協議のうえ、大幅な工期の見直しを行うなどし、柔軟に対応。  
⇒ 現在7件の工期見直し

#### （建築工事に対する対応）

- ・ 住宅の建材や設備が一部未設置でも、完了検査において柔軟に対応  
⇒ 現在48件未設置住宅の完了検査を実施

## 地域戦略部

- ・ 鉄道事業者に対し、車内へのチラシの掲示や主要駅でのアナウンスなど、利用客への呼びかけを要請（2/14～）
- ・ 鉄道・バス事業者、県バス協会、県タクシー協会、県トラック協会、各市町バス担当課に対し、県内での感染拡大を防ぐため、感染症対策について周知を要請（2/19～）
- ・ 緊急事態宣言を受け、東京、大阪事務所において、本格的にテレワークを導入し、事務所における勤務職員数を通常の概ね3分の1に縮小（4/8～）
- ・ 新型コロナ感染拡大防止にかかる県民向けの情報を、オープンデータ形式で提供（4/8～）

## 教育庁

○4/6に県立学校あて、4/7に市町教育委員会あて通知し、以下のことを依頼

- ・ 児童生徒や教職員の人の集まるところへの外出の自粛
- ・ メールや学校HPを活用して生徒や保護者と緊密に連絡を取り、児童生徒の生活指導や家庭学習指導を実施
- ・ 休校による授業の遅れを夏季休業や週休日等を活用して取り戻すため指導計画を見直し
- ・ 再開後の効率的な授業に向けた教員の教材研究や研修の実施
- ・ 夏季休業の短縮を想定し、従来夏季休業中に行っていた読書感想文等に取り組みさせる（特に、家庭学習が進むよう、県教委のHPに設けている「算数Web」や「ふくい子どもチャレンジ倶楽部」（各種コンクールの紹介）などの活用を推奨） など

○本日4月8日から、県立学校の教職員については在宅勤務（テレワーク）を行うこととし、学校は管理職や事務職員、校務員など最小限の人員で対応

## 警察本部

- 運転免許更新手続の臨時対応（4/8）
  - ・ 対象者の拡大（更新期限を7月31日までに延長）
  - ・ 申請方法変更（郵送及び代理人申請）

（今後の方針）

「福井県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、感染拡大等情勢の進展に応じた

職員の感染予防対策や業務継続計画に基づく警察力の維持

新型コロナウイルス感染症に関連した犯罪の発生抑止及び検挙

県等関係機関の要請に応じた水際対策・医療活動の支援

等の措置を講じ、混乱に乗じた不測の事態にも的確に対処する方針

## 新型コロナウイルス感染症を理由とする免許手続（対象者の拡大・申請方法の変更）

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続を受けることができない・できなかった方については、以下のとおり対応します。

### ① 免許証の更新期限が過ぎてしまっそうな方

更新期限の前に、運転者教育センターに本人が運転免許証を持参し、申し出ていただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります（※）。

#### 【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～7月31日までの間である方

※ この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続を改めて受けていただく必要があります。

受付場所：福井県内の運転者教育センター

平日（月～金）午前9時30分～午前11時、午後2時～午後4時

代理申請、郵送による申請が可能となりました。

詳しくは、下記にお問い合わせくださいか、ホームページ内の「運転免許」でご確認ください。

### ② 免許証の更新期限が過ぎてしまった方

免許証の更新期限が過ぎてしまっ方は、再取得の手続きが必要です。  
試験の免除、手数料の減額、実施日時等詳しくは、下記にお問合せください。

問合せ先：福井県運転者教育センター(春江) 0776-51-2820 嶺南運転者教育センター 0770-45-2121  
丹南運転者教育センター 0778-21-3613 奥越運転者教育センター 0779-66-7700